

子育て支援員研修（専門研修 放課後児童コース）

— 科目2 —

放課後児童クラブにおける 権利擁護とその機能・役割

映像教材の説明文書

専門研修
放課後児童コース

① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容

② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割

③ 子どもの発達理解と児童期(6歳～12歳)の生活と発達

④ 子どもの生活と遊びの理解と支援

⑤ 子どもの生活面における対応等

⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理

基本研修



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業

★☆☆★☆☆☆☆ 映像教材の活用方法 ★☆☆★☆☆☆☆

本映像教材は、より多くの受講者が子育て支援員研修の受講・修了が可能となることを目的として、作成されました。活用方法としては以下に示す方法や留意点があります。

★☆☆★☆☆ 研修実施方法別の活用法、留意点 ★☆☆★☆☆

○集合研修時の活用

受講者数に応じた会場を用意し、映像教材を投影して、研修を実施することが可能です。

すべての科目について映像教材を投影し、研修を運営することも可能ですが、映像教材(講義)を続けて視聴することは受講者の集中力の維持を困難とする可能性もあるため、下記の配慮が必要です。

*1日中あるいは半日以上の講義を、映像教材の視聴だけに費やさないように配慮する。

*講師が登壇する科目と映像教材の視聴をうまく構成する。

*スケジュール上、講師を調整できない科目についてのみ、映像教材を使用する。

*体調、交通障害等により予定した講師の登壇が不可能となった場合に使用する。

*ふりかえりシートへの記入や確認テストの実施、総合演習等の機会を活用し、受講者が学んだ内容を振り返ったり、疑問や不明点について質疑応答する機会を設けるようにする。

○サテライト開催での活用

サテライト開催の場合は、基本的に中央会場での講義並びに映像教材視聴をライブ配信により、映像を投影して実施します。

○個人への配信での活用

①自宅や職場等へのライブ配信と、②オンデマンドで受講者が希望する場所で希望する時間帯に視聴する方法の二つがあります。

①自宅や職場等へのライブ配信

サテライト開催と同様の活用方法になります。研修実施の同時刻に受講することから、web会議システムの双方向機能の活用により、本人確認、受講態度の確認が可能となります。

②オンデマンドで視聴

本人確認や早送り等の不正が行われていないかどうかを確認するためのLMS(学習管理システム)を導入して実施することが必要になります。また、実施に際しては、受講者の習熟度を確認するための確認テストの実施やふりかえりシートやレポートの提出等を組み合わせる必要となります。

☆☆☆☆☆ 受講者の特別な事情への対応 ☆☆☆☆☆

例年、研修受講期間中に感染症に罹患したり、自然災害等による交通障害等の理由で、全科目修了することが困難な受講生が出ます。特別な事情のある受講生については、厚生労働省YouTubeチャンネル(本文書巻末参照のこと)で配信する映像を視聴したり、会場を用意して映像教材を視聴する等の対応が可能となります。

☆☆☆☆☆☆☆ 習熟度の確認について ☆☆☆☆☆☆☆

子育て支援員研修では、修了書を付与するための条件として、全科目の受講及びコースによっては見学実習等の実施が定められているのみで、特段、評価のために試験を実施する等の規定はありません。

しかし、受講者が講義を聞いて、終わりにするのではなく、学びへの理解を深め、定着を図るためには、講義受講に加えて、ふりかえりの時間や確認テストの実施等が有効な手立てとなります。これは対面での講義の場合も必要であり、現に実施されている地方自治体も多くあると思われますが、映像教材視聴による学習の場合は、特に必要になると考えられます。

また、受講者の習熟度を確認することは、実施する研修の質の維持向上に役立ててすることができます。

(提案1) ふりかえりシートへの記入

ふりかえりシートには講義の感想ではなく、講義で学んだことの中で大事だと思ったことや、忘れないようにしなければならないと思ったことを思い起こし、文章にしてまとめることにより、学びの定着を図ることを目的として実施します。

各科目毎に数行～A4半ページ程度、記述できるふりかえりシートを渡しておきます。記入は、講義終了直後でも構いませんが、1日の講義終了後に学んだことをふりかえりながら、記入するようにし、提出を求めます。(提出は当日でも、後日でも可。研修の実施方法によります)

(提案2) 確認テストの実施

確認テストは各科目について、必ず学んでほしい最低限の内容を学べているか確認し、学べていない場合は確認テストを通じて再確認していただくためのものです。特別に難しい内容にする必要はなく、また、配付資料やテキスト等を見ながら回答することも可能です。

<次ページへ つづく>

<前ページから つづき>

各科目には項目毎にまとめが置かれています。その内容等を参考に、確認テストを用意すると良いでしょう。

確認テストは各科目毎に、短い時間を設けて実施することもできますし、1日の研修の終わり、あるいは、基本研修が終わったところで、全科目からランダムにピックアップした内容について実施する方法も可能です。

オンデマンドで講義受講を可能とする場合は、視聴直後に実施することが望ましいでしょう。

また、テスト実施後に正答を渡し、どこを間違えたか、正答はなんであったかを受講者自身が確認することが大事です。

※ふりかえりシートや確認テストを作成する際には、P.8のチェックリストを活用することもできます

★★★☆☆☆☆ 科目の担当講師による活用例 ★★★☆☆☆☆

○講義組立のための参考資料として

新たに講義を担当される講師に、研修内容を理解していただくための参考とさせていただきます。

○部分的な使用（一部のチャプターを使用する）

映像教材全部を活用することも可能ですが、部分的にチャプター（項目）を利用することも可能です。

例えば、さまざまなデータや組織等の紹介場面を活用し、それ以外のチャプターについては、地域の実情に応じた講義をすることなども考えられます。

逆に、データは徐々に古くなることや制度上にもさまざまな変更があると考えられるため、変化が大きいチャプター（項目）については、各地方自治体（や研修受託団体等）の担当講師が対面で講義をしたり、あるいは、プレゼンテーションソフトなどを活用して音声を入れて差し換え用の画像を作成し、映像教材と組み合わせて活用することも可能です。

★★★☆☆☆☆ 質疑応答について ★★★☆☆☆☆

映像教材では、どうしても一方的な講義の進行が多くなります。その中で、受講者には理解できなかったことや疑問が生じる可能性があります。質疑応答に対応できる講師を手配することは困難がありますので、映像教材で示している参考資料を活用いただくように促すようにしてください。

※映像教材に登壇している講師への直接の連絡や、厚生労働省を通じての照会のご遠慮ください

本科目のシラバス

(平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課研修・研究助成係より)

<項目名>

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解

<科目名>

- ② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等(講義・90分)

<ねらい>

- 放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を理解する。
- 放課後児童クラブにおける社会的責任の基本を理解する。
- 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を理解する。

<主な内容>

- 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識
 - ・子どもの権利に関する法令等(児童の権利に関する条約など)の基礎
- 放課後児童クラブの社会的責任
 - ・子どもや保護者の人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重することの大切さ
 - ・子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持の必要性
- 利用者への虐待等の禁止と予防
 - ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解
 - ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容の理解
- 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携
 - ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの大切さ
 - ・学校等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行うことの大切さ

<講師要件>

- ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員
- イ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

講師

植木 信一
新潟県立大学 教授

本教材のもくじ

※DVDのチャプターと対応しております

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識
2. 放課後児童クラブの社会的責任
3. 利用者への虐待等の禁止と予防
4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、
保育所・幼稚園等及び地域との連携
まとめ

本教材の内容

○=シラバスで示されている内容

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

収録時間:約25分

○子どもの権利に関する法令等(児童の権利に関する条約など)の基礎

- (1)児童の権利に関する条約
- (2)児童福祉法
- (3)放課後児童クラブ運営指針における子どもの権利

2. 放課後児童クラブの社会的責任 収録時間:約16分

○子どもや保護者の人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重することの大切さ
○子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持の必要性

- (1)一人の人間としての社会的責任
- (2)専門職者としての社会的責任

3. 利用者への虐待等の禁止と予防 収録時間:約13分

○子どもへの虐待等の禁止と予防の理解

○子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容の理解

(1) 子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容

(2) 子どもへの虐待等の禁止と予防

(3) 保護者による児童虐待への対応

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携 収録時間:約31分

○保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの大切さ

○学校等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行うことの大切さ

(1) 保護者との密接な連絡

(2) 保護者からの相談への対応

(3) 保護者及び保護者組織との連携

(4) 学校との連携

(5) 保育所・幼稚園等、地域との連携

(6) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ

まとめ 収録時間:約2分

チェックリスト

※習熟度確認のためのテスト作成等に活用できます

1. 児童の権利に関する条約等にある「児童の最善の利益」について
理解している
2. 放課後児童クラブの社会的責任について理解している
3. 放課後児童クラブ職員による子どもへの虐待等を予防するための
方策について理解している
4. 保護者への連絡の具体的な方法や手段について理解している

<教材使用時の留意事項>

この教材で示しているデータは、可能な限り、作成時における最新情報を使用しています。

今後、受講生には適宜、最新データに基づく情報を提供することが必要になります。提供の方法としては、講義の中で使用されているデータの掲載場所(例、厚生労働省ホームページの場所)や、調査名等について参考資料等で示すことが考えられます。最新情報として、受講者に配布したり、部分的に地域の担当講師が対面講義を行ったり、差し換え用の画像(プレゼンテーションソフト等を活用)を用意して組み合わせて活用することも可能と考えています。

参考サイト：政府統計の総合窓口 e-Stat

<https://www.e-stat.go.jp/>

厚生労働省 放課後児童健全育成事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/

<厚生労働省YouTubeチャンネル>

子育て支援員研修・映像教材

https://www.mhlw.go.jp/stf/v_kosodate.html

★本映像教材は、厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における研修の開催及び受講の促進等に関する調査研究」(実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の成果を活用して、作成しました。

監修委員(五十音順) ○は本科目担当者

- | | | |
|--------|-------------------------|----------|
| ○植木 信一 | 新潟県立大学 教授 | ○は本科目担当者 |
| 上村 康子 | 大阪教育福祉専門学校 特別任用非常勤講師 | |
| 尾木 まり | 子どもの領域研究所 所長 | |
| 高橋 貴志 | 白百合女子大学 教授 | |
| ○中川 一良 | 社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長 | |
| ○野中 賢治 | 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長 | |
| ○水野かおり | 一般財団法人児童健全育成推進財団 事務局参事 | |



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年3月発行
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課